

# 調達件名：金融庁等のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	6	2	2.2	-	1	金融庁、内閣法制局ともに拠点が開東のみであるため、TYO2のみ利用する認識です。機器の冗長化であればTYO2内で冗長化し、TYO2/OSA2に分散して配置するメリットが無いと考えますが、分散して配置するのが必須でしょうか。 また分散して配置する場合、集約用ネットワーク機器にはDCへの回線接続を受けるRouterも必要となりますが、OSA2側では回線接続はしないため、不要の認識で良いでしょうか。	NW構成検討のためご掲示願います。	集約用ネットワーク機器は、TYO2及びOSA2に分散させて設置する必要があるかと。なお、OSA2へ接続するためのRouterについては、ご認識のとおりです。
2	質問	03_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-	-	1	GWへの接続帯域が未記載となっております。内容をご教示いただけますでしょうか。	NW構成検討のためご掲示願います。	本公告の閲覧資料をご確認ください。
3	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	6	2	2.2.2	5	1	「OSA2 においてデジタル庁が提携する事業者に相談を行うことができる。なお、ハウジングスペースのコストや電気代は事業者の負担となる。」と記載があります。 ここで記載の事業者とは、「06_別添資料4.用語の定義」で定義されている「受注者」ではない認識ですので、本件入札価格に含む必要がない」という理解でよろしいでしょうか。	要件を正しく把握するため	ハウジングスペースのコストや電気代は、本件入札価格に含まれます。「事業者」と「受注者」に修正いたします。
4	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	6	2	2.2.2	7	1	「拠点と集約用ネットワーク機器間において、各拠点側のネットワーク機器は、以下の要件を満たす暗号化通信処理能力を満たさなければならない。」と記載があります。 本証明について、メーカー提示のDatasheetや機能証明書等に対応することで充足しますでしょうか。	要件を正しく把握するため	問題ございません。
5	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	7	2	2.2.2	12	1	集約用ネットワーク機器をクラスタ構成とし、拠点用ネットワーク機器からの接続を分散して収容する構成を想定した場合、GSS-NWと集約用ネットワーク機器の接続は最低10GbEとして問題無いでしょうか。 例えば、集約用ネットワーク機器をDCあたり2台の冗長構成とした場合、GSS-NWとの接続は合計20GbEとなります。	機種選定と機器数に影響するため	集約用ネットワークの機器構成については、適切な構成をご提案ください。
6	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	7	2	2.2.2	16	1	「インターネット」、「閉域サービス」の接続インターフェースにおいて、PPPoE接続、タグVLAN(IEEE802.1Q)に対応することは機能要件に含まれますでしょうか。	ネットワーク構成の要件を確認するため	PPPoE接続は含まれません。
7	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	7	2	2.2.2	18	1	「ログファイル等SNMP では得られない高度な情報等を、rsync や SCP 等により外部のシステムから定期的かつ自動的に取り出せる機能性を有すること。」と記載がございますが、受注者側で準備する要件としては、受注者側で準備したシステムにてrsync や SCP 等を利用可能な状態とし、外部システムから情報を取得可能とする理解でよいでしょうか。	要件を正しく把握するため	外部システムへput可能な状態として準備いただくことを想定しています。
8	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	7	2	2.2.2	19	1	「集約拠点」のメディア要件は、既設の金融庁ネットワークとの相互接続における要件を指しておりますでしょうか。	機種選定と構成数量に影響するため	ご認識のとおりです。
9	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	8	2	2.2.2	21	1	「A) 任意の拠点用・集約用のネットワーク機器の論理または物理インターフェース群間をレイヤー2（イーサネットセグメント）にて相互接続（L2 over L3 機能）する機能性を有すること。」について、広域基幹ネットワークシステムではなく「省内ネットワークシステム」で実現することは許容されますでしょうか。 なお、オーバーレイに関する要件B～Dは広域基幹ネットワークシステムで実現することを想定しております。	ネットワーク構成の要件を確認するため	許容いたしません。
10	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	9	2	2.3.1	-	1	「各拠点のフロアレイアウト等については閲覧資料も参照すること。ただし、今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性があることに留意し、契約期間中の変更には本契約内で対応できるように備えること。」と記載がございますが、構築完了後の保守期間内においても発生したレイアウト変更に対応する必要がある理解でよいでしょうか。また、各拠点においてレイアウト変更がどの程度の頻度にて発生するかをご教示願います。	要件を正しく把握するため	当庁と協議の上、対応していただく必要がございます。以下に修正いたします。 「各拠点のフロアレイアウト等については閲覧資料を参照すること。また、今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性があることに留意し、契約期間中の変更には本契約内で対応できるように備えること。ただし、契約期間中において、拠点内の大規模なレイアウト等変更が発生する場合は、デジタル庁と対応について協議を行うこと。」
11	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	9	2	2.3.1	-	1	個別システム接続用途の24ポートスイッチ（SW）、及び48ポートスイッチ（SW）について、省内ネットワークの末端部における利用ポート数にかかわらず、個別システム専用の接続用途として別途数量に追加する認識でよろしいでしょうか。	機種選定と構成数量に影響するため	個別システム用スイッチを別途用意していただくことを想定しています。なお、現時点の利用ポート数を閲覧資料でご確認いただき、最適な構成をご提案ください。
12	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	10	2	2.3.2	12	1	・本調達において、「要件A～D」に記載の要件を満たす認証基盤の調達、構築は含まれる認識でよろしいでしょうか。 ・Azure Active Directoryの調達、構築は本調達に含まれず、認証基盤との連携に必要なAzure Active Directory側の設定変更は運用事業者様にて実施いただける認識でよろしいでしょうか。 ・認証基盤を利用する機器数、利用者数は、「別添資料1_別紙2_拠点一覧」の記載の機器台数、利用者数と同等となる認識でよろしいでしょうか。 ・認証基盤における基本設計は構築済み他省庁様と同様の認識でよろしいでしょうか。また、他省庁様における設計資料は構築時にご提供いただける認識でよろしいでしょうか。	要件を正しく把握するため	ご認識のとおりです。
13	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	13-14	2	2.3.2	14	1	「設置後、各居室・会議室等では業務端末がWi-Fiで接続するために十分な信号強度で接続できる環境であることを示すこと。」と記載がございますが、十分な信号強度の提示については、省内ネットワークの管理システムにおいて、管理対象APの電波強度の情報を取得して提示することで本要件を満たす理解であっておりますでしょうか。	要件を正しく把握するため	要件定義書 2.3.2項14を以下のとおり修正します。 「受注者は、設置場所において、端末等が、Wi-Fiにて業務を進める上で必要な品質を提供できていることを確認しなければならない。その確認手段は、受注者が整備する機器群の機能性などを考慮したうえで手法を提案すること、なお、その機能性をもっても必要な品質を提供できないことを想定し、サイトサーベイなど直接調査に基づく提案も行うこと。」
14	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	14	2	2.3.2	16	1	「SNMPによるトラフィック監視に対応すること」と記載がございますが、ログの粒度(5分単位、1時間単位の取得等)や保存期間の要件はございますでしょうか。	要件を正しく把握するため	トラフィックレポートについては、粒度を5分とし、保存期間を（1年）とします。なお世代管理として（3世代）を想定しています。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
15	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	14	2	2.3.2	17	1	「ログファイル等SNMPでは得られない高度な情報等を、rsyncやSCP等により外部のシステムから定期的かつ自動的に取り出せる機能性を有すること。」と記載がございますが、受注者側で準備する要件としては、受注者側で準備したシステムにてrsyncやSCP等を利用可能な状態とし、外部システムから情報を取得可能とする理解でよいでしょうか。	要件を正しく把握するため	外部システムへput可能な状態として準備いただくことを想定しています。
16	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	14	2	2.3.2	19	1	「なお、本システムの稼働のためにハードウェア基盤が必要な場合、デジタル庁は、仮想化基盤によりx86ベースのゲストオペレーションシステム(OS)をホスト可能な仮想サーバを提供することができる。」と記載がございますが、省内ネットワークの管理のためのシステムがx86ベースの仮想マシン(Windows, Linux, 仮想アプライアンス)として準備可能な場合、デジタル庁様準備の仮想化基盤に搭載可能な理解でよいでしょうか。	要件を正しく把握するため	ご認識のとおりです。
17	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	15	2	2.4.2	8	1	・UTMIにおける基本設計は構築済み他省庁様と同様の認識でよろしいでしょうか。また、他省庁様における設計資料は構築時にご提供いただける認識でよろしいでしょうか。 ・UTMIにかかわる機器調達(筐体保守、ライセンス、SFP/SFP+, QSFP+/QSFP28インターフェース等を含む)は不要の認識でよろしいでしょうか。	-	ご認識のとおりです。
18	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	15	2	2.4.2	9	1	「Oネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータを一定周期(5分単位)でエクスポートできるように構成すること。」と記載がございますが、以下、3点質問させていただきます。 ・一定周期(5分単位)で1ファイルを自動でエクスポートする必要がある理解であっておりますでしょうか。 ・エクスポートしたファイルは即時でGSS統合管理監視システム(仮称)に受け渡しを行う必要があるでしょうか。 ・エクスポートしたファイルはどの程度の期間統合管理監視システム側で保管が必要となりますでしょうか。	要件を正しく把握するため	「GSS統合管理監視システム(仮称)」は、今後整備予定であることから、ご質問いただいた要件を検討し整理致します。
19	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	7	2	2.2.2	10	1	「小規模拠点向け拠点用ネットワーク機器は、2つのSIMスロットを有しなければならない。WWANインターフェースは、どちらかのSIMを排他的に使用して、移動体通信サービスに接続し利用できること。加えて、当該機器は、SIMの切り替えが可能でなければならない。」とありますが、「O3_別添資料1_別紙2_拠点一覧」を確認する限り、LTE回線は、1回線しか利用しないため、必要要件としては、「1つのSIMスロットを有する」と存じますが、2つのSIMスロットを有する必然性は有りますでしょうか。	機器構成に影響があるため	調達物品及び数量については想定数量になりますので、規模に応じて、最適な構成をご提案ください。 なお、小規模拠点における拠点用ネットワーク機器については、冗長構成は必須ではないため、台数を修正いたします。
20	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	8	2	2.2.2	21	1	オーバーレイ側のトラフィック種別は、「トランスポート層(レイヤ4)」までの情報に基づき判別する認識でよろしいでしょうか。	ネットワーク構成の要件を確認するため	ご認識のとおりです。
21	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	10	2	2.3.2	6	1	「フォーティングの際に参照される経路テーブル」は、VRFの利用を想定しておりますでしょうか。 その場合の利用拠点、ネットワーク構成についてご教示願います。	ネットワーク構成の要件を確認するため	ご認識のとおりです。
22	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	14	2	2.4.2	1.2	1	各システムにて稼働監視の要件がございますが、監視通知の際にメール機能が必要と想定しております。メールサーバ等が必要な場合には既存のシステムを利用して頂くことは可能でしょうか。	要件を正しく把握するため	利用可能です。
23	質問	O1_調達仕様書	6	2	19	-	1	業務日外及び業務時間外で作業(配線、機器設置)を実施する際、受注者側で警備員を立てる等の措置をとる必要はございますか。	見積金額が変わるため。 (警備手配が必要な場合、費用を含む必要があるため)	民間ビルの場合は警備員を立てる等の措置を取っていただく場合がございます。
24	質問	O1_調達仕様書	6	2	19	-	1	業務時間内で作業可能なエリア、不可エリアを事前提示いただく事は可能でしょうか。	見積金額が変わるため。 (平日日中と休日及び夜間で作業費用が異なるため)	拠点担当者との調整になりますが、現時点の情報については閲覧資料をご確認ください。
25	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	1	3	2	-	2	「借入終了時に必要となる撤去費用は含まない。」とありますが、撤去は借入終了時に別途調達される認識で問題ないでしょうか。	見積に撤去費を含む必要が無い認識で問題ないかの確認のため	ご認識のとおりです。
26	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	2	3	1	-	2	本対応でAP以外の有線配線が必要な端末数を提示いただくことは可能でしょうか。	見積金額が変わるため。 (AP用以外の有線配線対応の必要数により費用が変わる)	本公告の閲覧資料をご確認ください。
27	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	2	3	1	-	2	ネットワーク機器を納めるラックについて、固定方法についての指示はございますか。	見積金額が変わるため。 (躯体へアンカー固定が必須等の場合、床加工など対応にかかる費用が変わるため)	提案機材を必要十分に収容できるラックをサービス提供に支障が無いように、転倒防止に配慮した取り付けを想定してご提案ください。
28	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	2	3	1	-	2	「配線は物理的な切断等から保護される必要がある」と記載がありますが、天井裏や床下などを除く、露出部を配線保護材(モール等)で保護すれば良い認識で問題ないでしょうか。	見積金額が変わるため。 (配線の全区間を保護する必要がある場合、費用が変わるため)	ご認識のとおりです。
29	質問	O4_別添資料2. SLA項目一覧	6	2	2.5	-	2	下記赤字をご修正頂きますでしょうか。 2.5 SLAの実績収集と品質評価 定期的にSLA項目の実績の収集し、実績と目標値の差を評価し、デジタル庁に評価結果を報告する。目標値に対して実績が未達成、あるいは実績の傾向から未達成となることが予想される場合、「エラー!参照元が見つかりません。エラー!参照元が見つかりません。」を実施する。	誤植と考えられる為。	ご指摘のとおり記載誤りとなります。 正しくは、「実績の傾向から未達成となることが予想される場合、「6.1業務改善等対応」を実施する。」となります。
30	質問	その他	-	-	-	-	2	今回の加点ポイントの内容を開示願います。	入札参加可否判断の重要な要素となる加点ポイント部分が公表されていない為	本公告の閲覧資料をご確認ください。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
31	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	16	3	3.2	-	4	・保守で利用する端末のセキュリティ対策要件を明示いただけますでしょうか。具体的には、アンチウイルスやEDR、操作ログ取得等の要件についてです。 ・保守で利用する端末から本件の統合管理監視システムや各NW機器にアクセスする際の機構について、デバイス認証や多要素認証等による主体認証機能を具備した上で、インターネットからVPNでアクセスすることは認められますでしょうか。或いは、直接TYO2やOSA2に対してこのようなアクセスができない場合でも、事業者が本件用に提供する監視センターに対してこのようなアクセスをした上で、監視センターからTYO2やOSA2に対しては閉域網でアクセスするといった構成は認められますでしょうか。	用意する環境、セキュリティ要件により、提案するサービスに差異がある為揭示願います。	仕様書7.6 セキュリティに関する事項の記載に準じた対応をお願いします。
32	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	5	2	2	1	1	「金融庁等の地方等拠点の内部ネットワーク(LAN)を統合してオーバーレイネットワークとして構成」するために、拠点ネットワーク機器、及び集約ネットワーク機器間でオーバーレイネットワークを構成する必要があると考えますが、オーバーレイネットワークは複数構成できる必要はありますか？省内ネットワークの基幹部と同様、4つ以上利用する必要があるという認識で正しいでしょうか？	機器、及びライセンスの選定に必要な情報であるため	ご提案構成に応じて、単数でも複数でも問題ありません。要件を満たせるのであればオーバーレイネットワークの構成数は問いません。
33	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	6	2	2	2	1	「nanoSIM」について、移動体通信事業者が発行するnanoSIMにアダプタを用いてmicroSIMまたは標準SIMに対応する機器に用いても差し支えないでしょうか。	機器の選択肢を確保するため。	機能が担保されるのであれば問題ございません。
34	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	6	2	2	2	1	「障害などで全国網アクセスサービスが一時的に利用できない場合、WWAN インターフェースからモバイルアクセスサービスを経由して集約用ネットワーク機器との間でアンダーレイネットワークを構成できること。」とありますが、モバイルアクセスサービスの通信データ容量が有限であり、有事の際に利用できない等を避けるため、モバイルアクセスサービスに通信が流れるのは全国網アクセスサービス障害時のみとなる必要があると考えますが、いかがでしょうか。	要件を明確化するため	モバイルアクセスサービスに通信が流れるのは、全国網アクセスサービスを介した接続が障害等で接続できない場合のみである必要がございます。
35	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	7	2	2	2	1	「想定される小規模・中規模・大規模拠点向け有線WANインターフェースのメディア要件とインターフェース数は以下の通りとする。」とありますが、例えば、別紙2で想定回線種別が「フレッツ+LTE」の中規模拠点については、冗長化された2台が2.2.2.19に記載された有線インターフェースと、LTEに接続するためのWWANインターフェースを有する必要があるという理解であってよろしいでしょうか？	要件を明確化するため	20に規定している内容は、有線WANインターフェースのメディア要件であり、各拠点のNW機器の要件は、9～11に記載がございますのでご確認ください。
36	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	6	2	2	2	1	「拠点用ネットワーク機器は、別紙2に分類される地方等拠点の規模（小規模・中規模・大規模）に応じた機器選定を行い、中規模及び大規模においては、冗長構成として導入すること。」とございますが、例えば、別紙2で想定回線種別が「フレッツ+LTE」の中規模拠点については、機器故障時の通信の継続性を考慮すると、一方の機器がフレッツ、もう一方の機器がLTEを収容する必要があると考えますが、その認識でよろしいでしょうか？また、その際にも、2.2.2.9に記載された回線切り替えの要件が適用されますか？	要件を明確化するため	要件を明確化するために、拠点ネットワーク機器要件を修正いたします。
37	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	7	2	2	2	1	「加えて、当該機器は、SIMの切り替えが可能でなければならない」と記載がございますが、これは手動での切り替えは当然とし、一方が接続できなくなった場合には自動的に切り替えも必要という意図でよろしいでしょうか？業務継続性の観点から自動的な切り替えも必須と認識しております。	要件を明確化するため	要件を明確化するために、拠点ネットワーク機器要件を修正いたします。
38	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	10	2	3	2	1	「構成上、制御通信や独自プロトコルなどでタグ VLAN を使用する場合、そのタグ VLAN の番号は、2～4000 以外を使用すること。」とありますが、タグVLAN(IEEE802.1Q)としてこの番号が使われなければ問題ないととらえてよろしいでしょうか？	要求要件を明確にするため	ご認識のとおりです。
39	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	10	2	3	2	1	「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」との記載がございますが、PoE条件下では電波出力が制限されるのが一般的となります。本調達においては、APの電波強度はどの程度を想定されておりますでしょうか？またその想定電波強度を用いて電波到達範囲を考え、必要AP数を検討されているという理解でよろしいでしょうか？	要求要件を明確にするため	消費電力の要件は推奨であり、サービス提供機能を満たすご提案をお願いします。
40	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	10	2	3	2	1	「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」との記載がございますが、PoE(15.4W)で要件を満たす機器は限定的です。例えば、消費電力を20W以下、25W以下という要件にすると、選択肢は広がりますので、推奨される要件を緩和していただけないでしょうか？	要求要件を明確にするため	消費電力の要件は推奨であり、サービス提供機能を満たすご提案をお願いします。
41	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	14	2	4	2	1	集約用ネットワーク機器、拠点ネットワーク機器で提案されるWANルータと基幹部、末端部、Wi-Fi部として提案されるL3/L2スイッチや無線APとは、管理装置がそれぞれ個別に用意されることが一般的です。統合管理監視システムとして要求される要件についても、2.4.2.1と2.4.2.2とはそれぞれ個別のシステムを提案することで差し支えないでしょうか？	要求要件を明確にするため	問題ございません。
42	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	16	3	1	-	1	3.1監視体制に記載されている通り、今回導入されるすべての機器は24時間遠隔監視の対象になるという認識です。「SNMPによるトラフィック監視に対応すること、Syslogでのログ出力が可能であること、NTPやSNTPによる時刻同期が可能であること」という要件につきまして、拠点ネットワーク機器が冗長構成となる大規模拠点・中規模拠点については、アクティブ機、スタンバイ機双方を監視対象にする必要があるという認識でよろしいでしょうか？	要件を明確化するため	ご認識のとおりです。
43	質問	O1_調達仕様書	17	6	5	(1)	1	「当庁は、次に掲げる事由が発生又は判明した場合には、GSS の見直しを検討することがあるため、受注者は当庁の求めに応じ支援を行うこと。」とありますが、例えば、どのような事由が発生、判明した場合に、どのような支援をするか現時点で想定されている事象があればご教示ください。	調達の範囲を確認したい為です。	①～⑥の記載のとおり的事由により、GSSの見直しを検討する際の情報提供、また、変更によって発生する際の検討・設計・設定・試験等の支援を想定しております。
44	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	5	2	2	1	1	「全国網サービスの利用にあたっては、フレッツ光への申し込み作業などの、当該サービスの利用開始等に関する下図①～⑤の申し込み手続きについても本調達中で行う」とありますが、受注者側で契約手続きを実施する場合、サービスイン前の総合調整試験等で回線契約している期間の費用負担は受注者側となりますでしょうか。	見積対応するにあたり、必要な情報の為です。	回線開通後、サービスインまでの間の経費も当庁側負担と考えております。
45	質問	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	6	2	2	2	1	5項にて、大阪第2 データセンター（OSA2）に機器（集約ネットワーク機器）を設置する場合、「ハウジングスペースのコストや電気代は事業者の負担となる」と記載がありますが、契約（令和9年9月30日迄）期間のランニングコストを見積に含めるということでしょうか。	見積対応するにあたり、必要な情報の為です。	ご認識のとおりです。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
46	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	7	2	2	2	1	19項にて、「集約拠点」とありますが、TYO2及びYOSA2のことを指しますでしょうか。	調達の範囲を確認したい為です。	ご認識のとおりです。
47	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	9	2	3	1	1	「施錠可能なEPS室・MDF室に機器を設置する場合やデジタル庁が許可する場合を除き、汎用キーではないキーにて施錠可能なラック等に基幹部・末端部のネットワーク機器を配置しなくてはならない」との記載がありますが、鍵の指定はありますでしょうか。	見積対応するにあたり、必要な情報の為です。	特段指定はございません。
48	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	9	2	3	1	1	「ラック等に基幹部・末端部のネットワーク機器を配置しなくてはならない」と記載がありますが、ラック等の重量物設置想定箇所の耐床荷重等の情報は頂けますでしょうか。	見積対応するにあたり、必要な情報の為です。	ラック等の重量物設置想定箇所の耐床荷重等の情報はございません。
49	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	10 15	2 2	3 4	2 2	1	2.3.2.12項に、「Wi-Fi部及び末端部においては、業務端末等のホスト機器が接続承認された機器であることを認証する「機器認証」及び、接続された機器上の利用者を認証する「利用者認証」の機能性を有していなければならない」と記載があり、2.4.2.9項には、「省内ネットワークシステムにおける無線LANコントローラ・認証サーバ等において収集される」とあるが、本調達において、新設機器に対する無線LANコントローラや認証サーバも新設する認識で宜しいでしょうか。	見積対応するにあたり、必要な情報の為です。	ご認識のとおりです。
50	質問	03_別添資料1_別紙2_拠点一覧	1	-	-	-	1	拠点番号4 財務省庁舎には、現状「既設ゲートウェイ機器」がないように見受けられますが、本調達での作業を開始するまでに、ご用意頂ける認識で宜しいでしょうか。	見積対応するにあたり、必要な情報の為です。	拠点一覧が誤っており、申し訳ございません。当該拠点は、拠点ゲートウェイ機器が設置済みです。
51	質問	05_別添資料3.成果物一覧	2	1	9	-	1	成果物の「フロアレイアウト図」を作成するにあたり、基とするフロアレイアウトの図面データ(CADデータ)はご提供頂ける認識で宜しいでしょうか。	見積対応するにあたり、必要な情報の為です。	提供可能なCADデータがある場合は、ご提供させていただきます。
52	質問	その他	-	-	-	-	2	調達単位について、市場調査時は総務省及び内閣法制局が対象でしたが、今回の調達仕様案では、金融庁等(金融庁、内閣法制局)に調達単位が変更になった要因について、差し支えない範囲でご教示頂くことは可能でしょうか。	拠点構成の考え方や作業効率等について注意点などがあれば把握したい為です。	当庁側の都合により変更致しました。
53	質問	その他	-	-	-	-	2	本調達に含まれる「統合管理監視システム」と「GSS統合管理監視システム(仮称)」間のシステム連携について、「GSS統合管理監視システム(仮称)」にて発生する設計や作業等については本調達の範囲外である認識であって宜しいでしょうか。また、「GSS統合管理監視システム(仮称)」は現状は運用されており、将来的に整備されるとの認識で宜しいでしょうか。	調達の範囲を確認したい為です。	ご認識のとおりです。
54	質問	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	金融庁の調達に係る想定スケジュールについて、拠点数(7拠点)の現場調査期間を5ヶ月程度想定されており、数量に比較して余裕を長く見たスケジュールに見えるが、1月～3月は拠点への入館が難しい等の懸念点がありますでしょうか。	提案するスケジュールにおける変動要因を把握し、スケジュールの実現性を担保するため。	該当期間は、通常国会のタイミングに合うため、対応に余裕が取れる様にしています。なお、1月～3月についても拠点への入館は可能となります。
55	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	2	1	2	-	1	調達物品および数量において、お客様準備機器との接続のために必要なSFPの種別と数量の記載がないため具体的なSFPモジュール種別と数量をご教示願います。	貴庁が要求するSFPモジュール種別と数量の記載がない場合、要求する物品数量等が調達時に満たされず、プロジェクト開始後の要件の再調整により、金額の変動や納期遅延等のリスクがあると考えます。	ご意見を踏まえ仕様書を修正します。
56	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	3	1	3	-	1	機器の撤去費については見積対象外という認識に相違ないでしょうか。	本委託業務に係る業務項目や必要な事前の申請等を明確にするため。	撤去は本調達からは調達範囲外となっております。
57	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	4	2	1	-	2	先行省庁では、各府省庁ごとに独立した広域基幹ネットワークシステムの集約機器及び総合管理監視システム(以下DC)環境を構築する仕様だったが、本委託業務の仕様からは独立したDC環境又は、府省間で共用(統合)したDC環境を要求されているか読み取れませんでした。内閣法制局及び金融庁のDC環境について、省庁ごとに独立したシステムを構築するか、1つに統合したシステムを構築するかの要求をご教示願います。	DCシステムの構築方針の相違により、調達すべき物品等の数量やスペース、関連業務の作業項目等が変動するため。	1つに統合いただくことで構いません。
58	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	6	2	2	2	1	提携する事業者へ相談の結果、OSA2が利用できない可能性はありますでしょうか。またその可能性を考慮した見積算出が必要になりますでしょうか。	相談の結果OSA2が利用できない場合、代替案の検討および調達を実施する必要が発生し、調達する役務や項目、利用開始までの想定スケジュールに変動が発生するリスクがあるため。また、事業者間での公平性を担保いただくため。	大阪第2データセンター(OA2)を利用できる前提でお見積りください。
59	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	8	2	2	2	1	【項番21】L2エクステンションとは、L2延伸と読み替えて認識に相違ないでしょうか。	用語・語彙について認識の齟齬を無くし、正確に貴庁の要求を理解するため。	問題ございません。L2多地点間延伸となります。
60	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	9	2	3	1	1	契約期間中のレイアウト変更等についてレイアウト変更起因して発生する変更とは、プロット図や居室名変更等の成果物の改版や、居室ごとのAP設置数変更等フロア設計等の施工前までの変更等を想定し、設置後の移設変更等、再施工は含まないという認識でよろしいでしょうか。	フロアレイアウト変更起因する業務量を明確にするため。また想定する変更を明らかにすることで、事業者間での公平性を担保いただくため。	当庁と協議の上、対応していただく必用がございます。以下に修正いたします。 「各拠点のフロアレイアウト等については閲覧資料を参照すること。また、今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性があることに留意し、契約期間中の変更には本契約内で対応できるように備えること。ただし、契約期間中において、拠点内の大規模なレイアウト等変更が発生する場合は、デジタル庁と対応について協議を行うこと。」
61	質問	02_別添資料1及び別紙1.要件定義書	13	2	3	2	1	【項目14】「業務端末がWi-Fiで接続するために十分な信号強度で接続できる環境であることを示すこと」の記載に対して、全拠点のサイトサーベイの結果をテスト結果報告書等に起票する認識に相違ないでしょうか。	必要な要員とスケジュール的な余裕時間を、適切に確保するため。	要件定義書2.3.2項14を以下のとおり修正します。 「受注者は、設置場所において、端末等が、Wi-Fiにて業務を進める上で必要な品質を提供できていることを確認しなければならない。その確認手段は、受注者が整備する機器群の機能性などを考慮したうえで手法を提案すること、なお、その機能性をもっても必要な品質を提供できないことを想定し、サイトサーベイなど直接調査に基づく提案も行うこと。」
62	質問	03_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-	-	1	拠点ごとの工事可能時等に制約等があればご教示いただけないでしょうか。	制約条件を把握することで、作業の想定スケジュールを正確に策定し、プロジェクトの円滑な進行に資するため。	本公告時の閲覧資料にてご確認ください。
63	質問	04_別添資料2. SLA項目一覧	5	2	3	-	1	代替機交換による復旧時間：4日(96時間)以内(業務日9:30～18:15)は、4業務日以内でしょうか、または4日以内でしょうか。(96時間以内と業務日とで、記載が混在しているような印象を受けるため貴庁が要求するSLA水準を正確に確認したいと考えます。歴日の場合、年末年始等の大型連休期間等の取扱いについても確認させて頂きたいと考えます。)	業務日と歴日で、要求されるSLAの水準が異なるため。	代替機交換による復旧時間は、年末年始等も含めた4日以内の復旧を目標としております。業務日表示の箇所(例：業務日9:30～18:15)については、受注者からのデジタル庁に対する障害通知時間帯又は復旧対応の時間帯となります。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
64	意見	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	10	2	2.3.2	11	3	「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE（15、4W）での稼働を推奨する。」と記載がありますが、先進的なWi-Fi6E 6GHz帯に対応することを具備すると、「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE+（30W：IEEE 802.3at規格）での稼働を推奨する。」に記載変更頂けないでしょうか。	-	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
65	意見	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	7	2	2.2.2	10	3	「小規模拠点向け拠点用ネットワーク機器は、2つのSIMスロットを有しなければならない。WWANインターフェースは、どちらかのSIMを排他的に使用して、移動体通信サービスに接続し利用できること。加えて、当該機器は、SIMの切り替えが可能でなければならない。なお、外付け機器などを使用して2つのSIMを利用可能とする場合には、ヒューマンエラー等により外付け機器などが容易に分離しないよう対策を講ずること。」と記載がありますが、「O3_別添資料1_別紙2_拠点一覧」を確認する限り、LTE回線は、1回線しか利用しないため、本記載項目は、「小規模拠点向け拠点用ネットワーク機器は、1つのSIMスロットを有しなければならない。」に文言訂正願います。	機器構成に影響があるため かつ 要件と仕様と相違があり、過剰要求と認識しているため	ご意見を踏まえ検討した結果、要件を修正いたします。
66	意見	O1_調達仕様書	22	7	7.1	(4) ② ii	1	「5年以上のプロジェクト管理経験を有する、かつ、プロジェクト管理に関する次のいずれか又は相当する資格を有すること。」と記載がありますが、「5年以上のプロジェクト管理経験を有する、又は、プロジェクト管理に関する次のいずれか又は相当する資格を有すること。」に変更願います。	本件以外のGSS移行入札への参加を予定している為、要員資格の緩和を希望します。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
67	意見	O1_調達仕様書	27	7	7.7	(5)	1	共同提案を構成する事業者に求める資格等について、貸借を担う事業者については、「ISO9001の認証取得」条件を緩和頂きたい。多種多様な事業者の参入を目指す貴庁のご方針に反すると思われま。	他府省様では、第三者賃貸証明書を提出することで、当該業務の履行については、落札者が担保する事例が大半。本件についても代表事業者がISO9001を取得していることから、賃貸借事業者への当該条件充足は過剰と考えざるを得ません。また資格の取得・維持には相応のコストが必要ですが、条件緩和となることで、当該コストを必要としない事業者の参入が可能となり、競争促進が図れるため、緩和を認めて頂きたい、お願い致します。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
68	意見	O1_調達仕様書	22	7	7.1	(4)	1	統括責任者に求める以下のii～ivの要件は、本案件の性質や規模と比して過大と考えます。緩和いただけますでしょうか。 ii キャンパス規模のネットワークに係る大規模なプロジェクトで、要件定義業務又は工程管理業務の実績を有すること。 iii キャンパス規模のネットワークに関する刷新検討業務又は最適化計画策定業務の実績を有すること。 iv キャンパス規模のネットワークに関する業務継続計画策定業務又はガイドライン整備業務の実績を有すること。	本案件はNW機器の設計、構築及び現地展開作業を含む、NWインテグレーションが主要要件であると認識しており、刷新検討や最適化、ガイドライン策定等の業務とは性質が異なるものと考えています。また、本調達の範囲ではiの要件に必要な統括責任者を配置できる認識です。ii～ivについては要員の単価増につながります。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
69	意見	O1_調達仕様書	22	7	7.1	(4)	1	プロジェクト管理者に求める以下のiii～vの要件は、本案件の性質や規模と比して過大と考えます。緩和いただけますでしょうか。 iii キャンパス規模のネットワークに係る大規模なプロジェクトで、要件定義業務又は工程管理業務の実績を有すること。 iv キャンパス規模のネットワークに関する刷新検討業務又は最適化計画策定業務の実績を有すること。 v キャンパス規模のネットワークに関する業務継続計画策定業務又はガイドライン整備業務の実績を有すること。	本案件はNW機器の設計、構築及び現地展開作業を含む、NWインテグレーションが主要要件であると認識しており、刷新検討や最適化、ガイドライン策定等の業務とは性質が異なるものと考えています。また、本調達の範囲ではi～iiの要件に必要なプロジェクト管理者を配置できる認識です。iii～vについては要員の単価増につながります。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
70	意見	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	7	2	2	2	1	「小規模拠点向け拠点用ネットワーク機器は、2つのSIMスロットを有しなければならない。」の記載に関し、「必要に応じて2つのSIMスロットを有しなければならない。」へ緩和頂けないでしょうか。	冗長用回線の柔軟な設計・ご提案を可能とするため、SIM（移動体通信サービス）に限定する必要はないと考えるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、要件を修正いたします。
71	意見	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	7	2	2	2	1	「集約拠点：GSS-NW に対して、QSFP+又はQSFP28」の記載を「集約拠点：GSS-NW に対して、SFP/SFP+又はQSFP+/QSFP28」へ緩和頂けないでしょうか。	暗号化通信処理能力について「大規模拠点：フレームサイズ512 バイトにおいて、5Gbps 以上の処理能力」との記載があり、10GbE/25GbEのインタフェースで十分対応可能と考えるため。	「集約拠点：GSS-NW に対して、SFP+以上」に修正します。
72	意見	O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書	12	2	3	2	3	「(B) 利用者認証について」内の項目「イ」を削除頂けないでしょうか。	後述される「(D) A-B 組み合わせ要件」のB「利用者認証」に「イ」のフローが存在しないため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
73	意見	O1_調達仕様書	20	7	1	(1)	1	⑤に「以下の実績の両方を有している事が明確に記載されていること。 i IPv6 を用いた業務用又は事業用ネットワークの構築及び保守実績があること。」と記載がありますが、IPv4/IPv6のハイブリットを用いた実績があれば問題ないと考えております。以下表現に変更頂くことをご検討願います。  「以下の実績の両方を有している事が明確に記載されていること。 i IPv6 又はIPv6/IPv4のハイブリットを用いた業務用又は事業用ネットワークの構築及び保守実績があること。」	入札参加資格要件を明確にする為です。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
74	意見	O1_調達仕様書	21 22	7	1	(4)	1	①統括責任者の条件 ii キャンパス規模のネットワークに係る大規模なプロジェクトで、要件定義業務又は工程管理業務の実績を有すること。 iii キャンパス規模のネットワークに関する刷新検討業務又は最適化計画策定業務の実績を有すること。 iv キャンパス規模のネットワークに関する業務継続計画策定業務又はガイドライン整備業務の実績を有すること。  ②プロジェクト管理者（プロジェクトマネージャ）の条件 iii キャンパス規模のネットワークに係る大規模なプロジェクトで、要件定義業務又は工程管理業務の実績を有すること。 iv キャンパス規模のネットワークに関する刷新検討業務又は最適化計画策定業務の実績を有すること。 v キャンパス規模のネットワークに関する業務継続計画策定業務又はガイドライン整備業務の実績を有すること。  と記載がありますが、上記業務（最適化計画策定業務、業務継続計画策定業務など）は、単独業務として請け負った履行実績に限らず、ネットワーク構築に係る請負業務内で上記に該当する業務を一部担当した実績があれば問題ないと考えております。よって認めて頂けるのであれば「なお、上記業務は単独業務の請負実績に限らない」等、追記頂けようご検討願います。	より多くの入札参加者を募る為です。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。

項	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
75	意見	O1_調達仕様書	6	4	1	-	2	<p>【仕様書上の記載】 「接続先となる金融庁等の各拠点との調整（接続先や接続方式等の技術的な要件）は当庁にて実施するが、ネットワーク構築に係る工事日程等の調整については当庁のサポートの下、受注者が接続先及び回線サービス事業者との調整を実施すること。調整状況については、閲覧資料を確認すること。」</p> <p>【意見】 「接続先となる金融庁等の各拠点との調整（接続先や接続方式等の技術的な要件）は当庁にて実施するが、ネットワーク構築に係る工事日程等の調整および各拠点の回線開通に必要な関連工事の調整（施工範囲整理、契約に必要な情報の取集、図面作成、現場調査立ち合い、接続先への工事内容の説明等）については当庁のサポートの下、受注者が接続先及び関係者、回線サービス事業者との調整を実施すること。調整状況については、閲覧資料を確認すること。」</p>	仕様書に貴庁が実施すべき詳細の業務項目記載がないことにより、受託事業者が本作業を対応せず、貴庁にて回線敷設に伴う関係者（空港自営業者、自治体等）へ対応を実施いただく可能性がございます。業務項目を明記することで受託事業者に依頼する作業範囲を明確化させ、貴庁担当者の負担を軽減させることが望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
76	意見	O1_調達仕様書	22	7	1	(4) ③	2	<p>【意見】 プロジェクトメンバーの資格要件について、『情報セキュリティに関する以下のいずれかの資格又はこれに準ずる公的な資格を有するか、若しくはITスキル標準（ITSS）V3 2011のITスペシャリスト（セキュリティ）において、レベル4以上の能力を有すること。』</p> <p>・「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験のシステム監査技術者 ・情報システムコントロール協会（ISACA）が認定するCISA（公認情報システム監査人） ・（ISC）2が認定する情報セキュリティプロフェッショナル認定資格「CISSP」 ・「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験の情報セキュリティスペシャリスト ・「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験の情報処理安全確保支援士』</p>	GSSの目的の一つに情報セキュリティの強化がございますが、要員に求める資格にセキュリティ系の資格が含まれておりませんので、品質確保のため資格要件を追加したほうが望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ検討した結果、以下の通り修正いたします。 『情報セキュリティに関する以下のいずれかの資格又はこれに準ずる公的な資格を有するか、若しくはITスキル標準（ITSS）V3 2011のITスペシャリスト（セキュリティ）において、レベル4以上の能力を有すること。』 ・「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験のシステム監査技術者 ・情報システムコントロール協会（ISACA）が認定するCISA（公認情報システム監査人） ・（ISC）2が認定する情報セキュリティプロフェッショナル認定資格「CISSP」 ・「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験の情報処理安全確保支援士』
77	意見	O1_調達仕様書	23	7	3	-	4	<p>【意見】 「大気汚染防止法」に基づき、特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う際には、石綿飛散防止対策（作業基準の遵守）が義務づけられております。一方で、本仕様書には石綿に関する記載事項がございません。法令順守の観点で、石綿に関する記載を追記していただけないでしょうか。以下弊社想定文 ・「拠点への工事前に、受注者は石綿調査の実施を行うこと。」 ・「石綿があることを想定とした工事の実施を行うこと。」</p>	法令順守及び、本業務に従事する要員の安全・健康を確保することが必要だと考えます。	ご意見を踏まえ検討した結果、追記いたします。
78	意見	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	5	2	2	1	2	<p>【仕様書上の記載】 「なお、全国網サービスの利用にあたっては、フレッツ光への申し込み作業などの、当該サービスの利用開始等に関する下図①～⑤の申し込み手続きについても本調達中で行うものとする。」</p> <p>【意見】 「なお、全国網サービスの利用にあたっては、フレッツ光への申し込み作業などの、当該サービスの利用開始等に関する下図①～⑤の申し込み手続きおよび各拠点の回線開通に必要な関連工事の調整（施工範囲整理、契約に必要な情報の取集、図面作成、現場調査立ち合い、接続先への工事内容の説明）についても本調達中で行うものとする。」</p>	仕様書に貴庁が実施すべき詳細の業務項目記載がないことにより、受託事業者が本作業を対応せず、貴庁にて回線敷設に伴う関係者（空港自営業者、自治体等）へ対応を実施いただく必要となる可能性がございます。業務項目を明記することで受託事業者に依頼する作業範囲を明確化させ、貴庁担当者の負担を軽減させることが望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
79	意見	O2_別添資料1及び別紙1.要件定義書	18	4	4	-	2	<p>【仕様書上の記載】 「受注者は、質問などのデジタル庁が運用・検証を必要とするうえで必要となる支援業務として、納入日から一か月あたり8人日、1年相当の運用・設定構築をリモートで行うエンジニアを供すること。」</p> <p>【意見】 「受注者は、質問などのデジタル庁が運用・検証を必要とするうえで必要となる支援業務として、納入日から一か月あたり8人日、1年相当、当庁が運用業務を実施する上で必要な作業（例：設定変更、機器追加時の検証など、技術スキルを要する作業を対象とする）が実施可能な体制を提供すること。なおエンジニアの作業はリモートで実施することも可能とする。」</p>	仕様書の記載のうち、「質問等の支援」「運用」「設定構築」については、業務項目ごとに要員に求められるスキルセットが大きく異なり、貴庁が要求する業務を適切に実施出来るエンジニアが確保できない恐れがあると考えます。本業務に項目に係る事業者ごとの想定する技術水準や作業品質を平準化させるため、貴庁が構築事業者に要求する作業を可能な限り具体的に提示して頂きたいです。	ご意見を踏まえ検討した結果、追記いたします。